

山形県こども計画（仮称） （令和7年度～11年度）の策定について

1. 山形県こども計画（仮称）の策定について
 - ① 計画策定のイメージ
2. 計画策定に向けた論点について
 - ① 計画の「目指す社会」について
 - ② 計画の施策体系について
 - ③ 計画の成果指標について

1. 山形県子ども計画（仮称・計画期間：令和7年度～11年度）の策定について

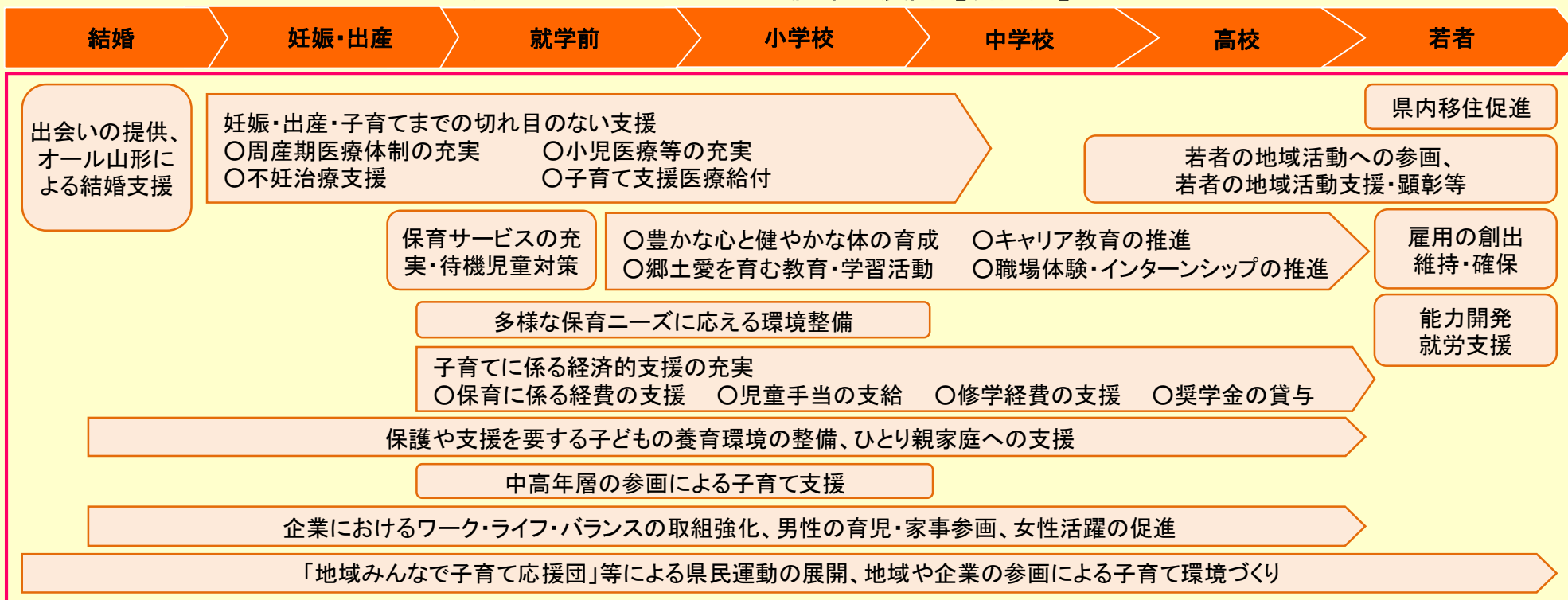
1. 基本的な考え方

(1)「やまがた子育て応援プラン」について

- 本県では、「やまがた子育て応援プラン(令和2年度～6年度)」(以下、「現計画」)に基づき、子ども施策、少子化対策、子育て支援等を総合的に展開してきた。

【現計画のテーマ】 「山形で子育てしたい!!」－「子育てするなら山形県」県民みんなが応援団－

ライフステージに応じた施策の展開【現計画】



- 現計画が令和6年度に終了することから、令和7年度以降の子ども施策、少子化対策、子育て支援等の施策に関する次期プランを策定する必要がある。

- 次期計画の策定にあたっては、現計画の課題や結婚、妊娠・出産、子育てを取り巻く本県の現状、環境の変化などを踏まえた計画とすることが求められる。

1. 山形県子ども計画（仮称・計画期間：令和7年度～11年度）の策定について

1. 基本的な考え方

(2) 「山形県子ども計画（仮称）」の策定イメージについて

令和5年4月 子ども基本法（令和4年法律第77号）施行

⇒ 都道府県に、子ども大綱を勘案して「都道府県子ども計画」を策定する努力義務が課された。

令和5年12月 子ども大綱決定

⇒ 従来の「少子化社会対策大綱」に、密接に関連する「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」が統合され、「子ども大綱」が決定された。

少子化社会対策大綱
（結婚から妊娠・出産、子育てまでを網羅した指針）

子供・若者育成支援推進大綱

子供の貧困対策に関する大綱



子ども大綱

（既存の少子化社会対策大綱をベースに、密接に関連する「子ども・若者育成分野」、「子どもの貧困対策分野」を含めた形で策定することで、統一性のある大綱とし、関連施策を一体的に推進していく）

山形県においては、上記の大綱に付随する形でそれぞれの計画を策定しているが、これらを一体にして「子ども計画」を策定することが推奨されている。

やまがた子育て応援プラン

山形県子ども・若者ビジョン

山形県子どもの貧困対策推進計画



山形県子ども計画

1. 山形県子ども計画（仮称・計画期間：令和7年度～11年度）の策定について

1. 基本的な考え方

(3) 「山形県子ども計画」に新たに盛り込む事項について

「子ども大綱」より

子ども施策に関する基本的な方針

- ① 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世帯の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する



山形県子ども計画の「施策体系」に、下記の2項目を新たに盛り込む

- 子ども・若者の権利の擁護・尊重
- 子ども・若者が意見を表明できる機会の確保

子ども施策に関する重要事項

「子どもまんなか社会」を実現するための重要事項を、子ども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に重要事項を提示。

① ライフステージを通じた重要事項

- 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 子どもや若者への切れ目ない保健・医療の提供
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- 子どもの貧困対策 など

② ライフステージ別の重要事項

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定 など

③ 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に係る経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援 など

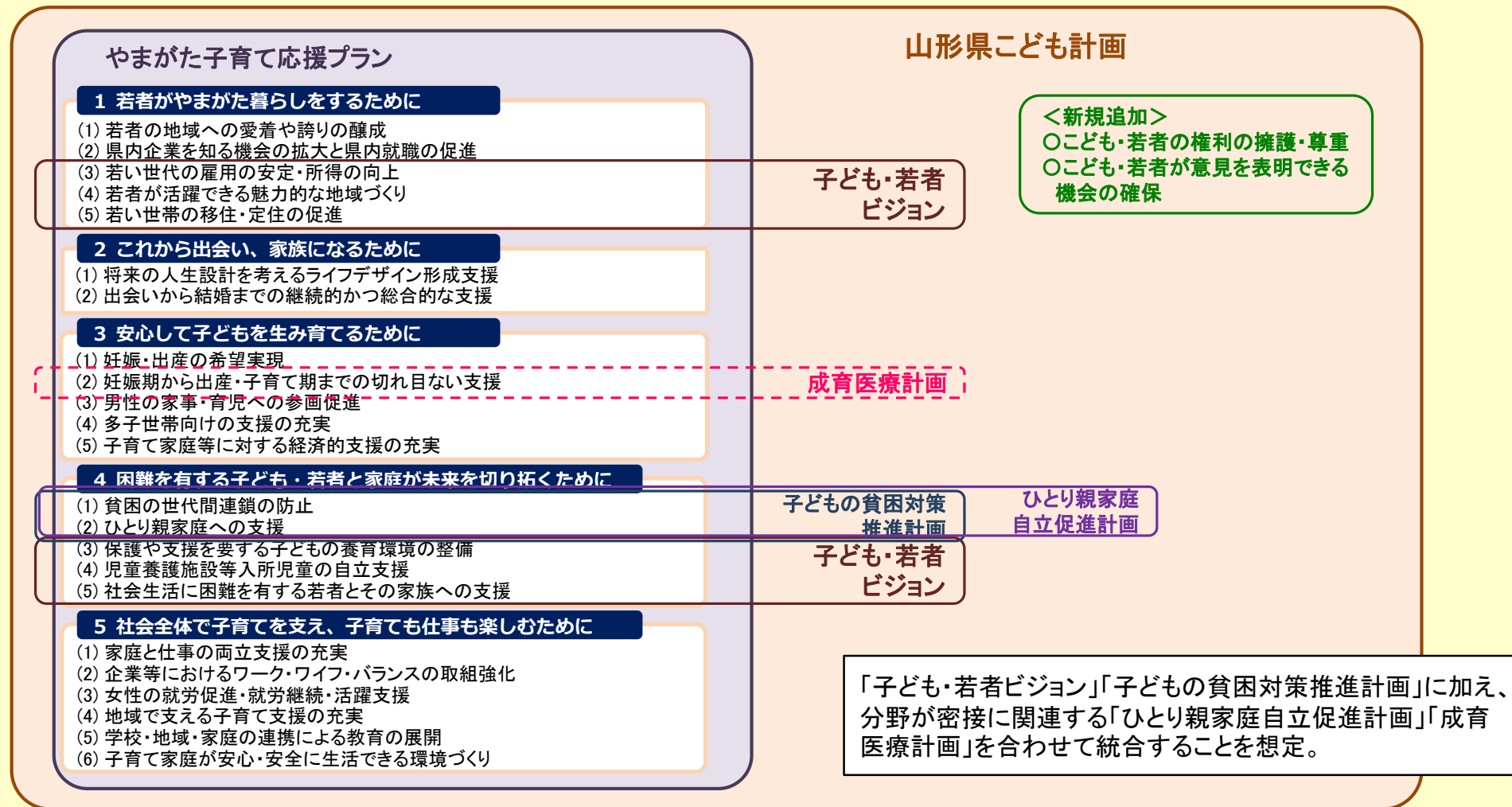


山形県子ども計画に、新たに「施策展開の考え方」として、上記の3つの重要事項を盛り込む

1. 山形県子ども計画（仮称・計画期間：令和7年度～11年度）の策定について

2. 計画統合のイメージ

「やまがた子育て応援プラン」をベースに、関連計画を統合する。



⇒ 本県の子ども・子育て支援、少子化対策に係る関連施策を定期的に推進していくための基本指針とする。

1. 山形県子ども計画（仮称・計画期間：令和7年度～11年度）の策定について

3. 山形県子ども計画（仮称）の位置づけ

(1) 現行の「やまがた子育て応援プラン」及び子ども・子育て関連計画を統合し、本県の子ども・子育て政策の基本計画となる計画として位置づける

＜統合する計画＞

- ① やまがた子育て応援プラン(計画期間:令和2年度～6年度)
- ② 山形県子ども・若者ビジョン(計画期間:令和2年度～6年度)
- ③ 山形県子どもの貧困対策推進計画(計画期間:令和3年度～7年度) ※ 計画終了期間を前倒して統合
- ④ 山形県ひとり親家庭自立促進計画(計画期間:令和3年度～7年度) ※ 計画終了期間を前倒して統合

(2) 法定計画としての位置づけ…次の4つの法令等に基づき策定する法定計画として位置づける

- ① 山形県子育て基本条例(平成22年3月県条例第4号)に基づき、第4次山形県総合発展計画(※1)を上位計画として、「子育て支援・少子化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に策定する計画
- ② 次世代育成支援対策推進法(※2)(平成15年法律第120号)に基づく山形県の行動計画
- ③ 子ども・子育て支援法(※3)(平成24年法律第65号)に基づく山形県の子ども・子育て支援事業支援計画
- ④ 子ども・若者育成支援推進法(※4)(平成21年法律第71号)に規定する都道府県子ども・若者計画及び山形県青少年健全育成条例(※5)に規定する青少年の健全な育成に関する基本計画

(3) 法令により、策定の努力義務が課されている計画として位置づける

- ① こども基本法(令和4年法律第77号)に基づく都道府県子ども計画
- ② 成育基本法(平成30年法律第104号)に基づく都道府県成育医療計画

※1 第4次山形県総合発展計画：県づくりの指針となる本県の総合計画。令和2年3月策定。

※2 次世代育成支援対策推進法：次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るために平成15年7月に制定された法律。国による計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するための措置を講ずるもの。

※3 子ども・子育て支援法：すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の措置を講ずるもの。

※4 子ども・若者育成支援推進法：子ども・若者支援について、施策の総合的推進のための枠組みを整備し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワークの整備等の措置を講ずるもの。

※5 山形県青少年健全育成条例：青少年の健全な育成に関し、県の施策の基本となる事項を定めるとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止について必要な措置を講ずるもの。

1. 山形県子ども計画（仮称・計画期間：令和7年度～11年度）の策定について

4. 山形県子ども計画（仮称）に統合される計画

(1) 山形県子ども・若者ビジョン

<目標> 子ども・若者一人ひとりが心豊かに成長し、自立・活躍できる山形県

～子ども・若者が心身ともに健やかに成長し、夢と希望を持って。生き活きと幸せに生きていけるように、子ども・若者の育成支援を県民が一体となって推進

<計画の期間> 令和2年度～令和6年度(5年間)

<計画において重視する視点>

- 1 子ども・若者の意見や立場を尊重
- 2 一人ひとりの状況に応じた社会全体での重層的な支援
- 3 地域における人と人とのつながり等を積極的に活用

<施策の方向と具体的な取組み>

1 子ども・若者の健やかな育成と自立の促進

- ① 子ども・若者の自己形成支援
～ ② 子ども・若者の社会参加支援と参画力の育成
③ 社会全体で支えるための環境づくり

ど

2 未来を拓く子ども・若者の応援

- ①若者が活躍できる基盤づくりへの支援と県内への移住・定着の促進
～ ②若者のライフステージに応じた総合的な支援

3 困難を有する子ども・若者や家族への支援

- ①個々の状況に応じたきめ細やかな支援の充実
～ ②安心して生活できる体制の充実・強化

1. 山形県子ども計画（仮称・計画期間：令和7年度～11年度）の策定について

4. 山形県子ども計画（仮称）に統合される計画

(2) 山形県子どもの貧困対策推進計画

<目標>

すべての子どもが幸せに育ち、夢と希望をもって自立できる山形県

<計画の期間>

令和3年度～令和7年度(5年間)

<計画において重視する視点>

- ① 子どもを中心にすえ、子どものライフステージに応じたきめ細かな支援
- ② 子どもと家庭の孤立防止と相談しやすい環境づくり
- ③ ひとり親の自立に向けた資格取得から就労までの段階的な支援
- ④ ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対策
- ⑤ 市町村、関係機関、NPO等と連携した支援

<施策の方向と具体的な取組み>

- | | |
|-------------------|-----------------------------------|
| ① 子どもの貧困対策推進体制の構築 | ～ 相談・支援体制の充実 |
| ② 子どもの自立に向けた支援 | ～ 子どもの居場所づくりの推進、特に支援を必要とする子どもへの支援 |
| ③ 保護者の就労・自立支援 | ～ ひとり親に対する就労支援 |
| ④ 安心して子育てするための支援 | ～ 親の妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援 |

1. 山形県子ども計画（仮称・計画期間：令和7年度～11年度）の策定について

4. 山形県子ども計画（仮称）に統合される計画

(3) 山形県ひとり親家庭自立促進計画

<目標>

ひとり親家庭が自立して安定した生活をし、子どもが幸せに育ち、自立できる山形県

～ 子育てと生計を一人で担っているひとり親が、自らの力を発揮して安定した生活を営みながら、子どもが夢と希望をもって自立できる山形県の実現を目指す

<計画の期間>

令和3年度～令和7年度(5年間)

<計画において重視する視点>

- ① 子どもを中心にすえ、子どものライフステージに応じたきめ細かな支援
- ② 子どもと家庭の孤立防止と相談しやすい環境づくり
- ③ ひとり親の自立に向けた資格取得から就労までの段階的な支援
- ④ ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた対策
- ⑤ 市町村、関係機関、NPO等と連携した支援

<施策の方向と具体的な取組み>

- | | |
|---------------------|------------------------------------|
| ① 相談支援体制の充実 | ～ ひとり親家庭の相談支援体制の充実 |
| ② 安心して子育て・生活するための支援 | ～ ひとり親家庭が安心して子育て・生活するための支援の充実 |
| ③ ひとり親の安定した就労に向けた支援 | ～ よりよい条件での就業に向けた資格取得等への支援 |
| ④ 子どもの自立に向けた支援 | ～ 面会交流への支援の推進、子ども食堂など子どもの居場所づくりの支援 |

1. 山形県子ども計画（仮称・計画期間：令和7年度～11年度）の策定について

4. 山形県子ども計画（仮称）に統合される計画

(4) 山形県成育医療計画

<目的>

成育過程(出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期を経ておとなになるまでの一連の成長過程)にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等(適切な医療・保健・教育・福祉などのサービス)を切れ目なく提供する。

<計画の期間>

未策定

<計画において重視する視点>

市町村間の健康格差の状況、全国の成育医療等の提供に関する施策の実施状況との比較など、広域的かつ専門的な視点から課題を把握する。

<施策の方向と具体的な取組み>

医療、保健、教育、福祉などの関係分野における施策の相互連携を図りつつ、子どもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、成育過程にある者に対して、横断的な視点での総合的な取組みを推進する。

- (1) 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療
- (2) 成育過程にある者等に対する保健
- (3) 教育及び普及啓発

論点1：計画の「目指す社会」について、どのような内容とするのか。

「こども基本法」や「こども大綱」、「山形県子育て基本条例」の目的・基本理念を踏まえ、記載内容を検討していく。

1. やまがた子育て応援プランが掲げる「目指す社会」

やまがた子育て応援プラン(R2～R6)

- ①子どものころから郷土に愛着や誇りを持ち、若者がいきいきと活躍することができる社会
- ②結婚や出産への希望を持ち、安心して子どもを生み育てられる社会
- ③世代を越えて、地域や企業、社会全体で子育てを支え、子育ても仕事も楽しむことができる社会

やまがた子育て応援プラン(H27～H31)

- ①結婚や子育てへの一人ひとりの希望が叶い、安心して子どもを生み育てることができる社会
- ②県民や地域、企業等の参加により世代を越えてみんなで子育てを支え合う社会
- ③子どもが郷土に愛着や誇りを持ち、自然や文化と関わりながら、将来の夢を描いて生き生きと暮らすことができる社会

やまがた子育て応援プラン(H22～H26)【後期計画】

- ①子どもがひとりの人間として尊重され、夢と希望を持って成長できる社会
- ②子どもを生み、育てたいと思うすべての人が愛情と喜びを持って、安心して出産・子育てができる社会
- ③子どもは「未来への希望」、「社会の宝」という思いを共有し、県民総ぐるみとなって、子育て、子どもの育ちを応援する社会

論点1：計画の「目指す社会」について、どのような内容とするのか。

2. 検討の視点

山形県子育て基本条例(平成22年3月県条例第4号)

第1条(目的) この条例は、(中略)県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者総ぐるみで子育て支援・少子化対策を推進し、もって県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条(基本理念) 子育て支援・少子化対策は、次に掲げる事項を旨として、行わなければならない。

- (1) 子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 父母その他の保護者が、子育てについて第一義的責任を有するものであること。
- (3) 県、市町村、県民、事業者その他子育ての支援に関する取組を行う者が適切な役割分担の下に連携し、協力すること。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の意思を尊重すること。

こども基本法(令和4年法律第77号)

【目的】

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

【基本理念】

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

論点1：計画の「目指す社会」について、どのような内容とするのか。

2. 検討の視点

こども大綱(令和5年12月閣議決定)

【目指す社会 ⇒ 「こどもまんなか社会」】

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

【基本的な方針】

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世帯の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

論点2：計画の施策体系について、どのような内容とするのか。

「こども基本法」「こども大綱」や「現計画の課題」を踏まえ、施策体系を検討していく必要がある。

やまがた子育て応援プラン(令和2年度～7年度)

目指す社会

子どものころから郷土に愛着や誇りを持ち、
若者がいきいきと活躍することができる社会

結婚や出産への希望を持ち、
安心して子どもを産み育てられる社会

世代を越えて、地域や企業、社会全体で子育てを支え、
子育てでも仕事も楽しむことができる社会

現プランにおける施策の体系

1 若者がやまがた暮らしをするために

- (1) 若者の地域への愛着や誇りの醸成
- (2) 県内企業を知る機会の拡大と県内就職の促進
- (3) 若い世代の雇用の安定・所得の向上
- (4) 若者が活躍できる魅力的な地域づくり
- (5) 若い世帯の移住・定住の促進

2 これから出会い、家族になるために

- (1) 将来の人生設計を考えるライフデザイン形成支援
- (2) 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援

3 安心して子どもを産み育てるために

- (1) 妊娠・出産の希望実現
- (2) 妊娠期から出産・子育て期までの切れ目ない支援
- (3) 男性の家事・育児への参画促進
- (4) 多子世帯向けの支援の充実
- (5) 子育て家庭等に対する経済的支援の充実

4 困難を有する子ども・若者と家庭が未来を切り拓くために

- (1) 貧困の世代間連鎖の防止
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備
- (4) 児童養護施設等入所児童の自立支援
- (5) 社会生活に困難を有する若者とその家族への支援

5 社会全体で子育てを支え、子育てでも仕事も楽しむために

- (1) 家庭と仕事の両立支援の充実
- (2) 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化
- (3) 女性の就労促進・就労継続・活躍支援
- (4) 地域で支える子育て支援の充実
- (5) 学校・地域・家庭の連携による教育の展開
- (6) 子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり

改善の視点

「こども基本法」
「こども大綱」や
「現計画の課題」
を踏まえ検討

山形県こども計画(仮称)(令和7年度～11年度)(案)

目指す社会

(仮)こども・若者の権利の尊重や成育環境に係るもの

(仮)結婚から子育てまでの希望実現や支援の充実に係るもの

(仮)社会全体で子どもを育て、子育てを応援する気運の醸成に係るもの

施策展開の考え方

1 ライフステージを通じた重要事項

2 ライフステージ別の重要事項

3 子育て当事者への支援

新計画における施策の体系

今後、体系の柱建てを含めて検討

論点3：計画の「成果指標」について、どのような内容とするのか。

現計画である「やまがた子育て応援プラン」の成果指標をベースに、「こども大綱」における目標・指標も踏まえ、記載内容を検討していく。

1. やまがた子育て応援プラン（R2～R6）が掲げる「成果指標」

成果指標

子育て環境満足度（目指す方向「現況値よりも上昇」）

①子育て支援、②遊び場、③コミュニティ、④教育、⑤治安、安全・安心、⑥自然環境等の6項目の主観的指標及び客観的指標により総合的に数値を算出

2. 「こども大綱」に掲げられた目標・指標

項目	目標値
「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「生活に満足している」と思うこどもの割合	70%
「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ）	70%
社会的スキルを身につけているこどもの割合	80%
「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	90%
「どこかに助けってくれる人がいる」と思うこども・若者の割合	現状維持（97.1%）
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができている」と思うこども・若者の割合	70%
「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	70%
「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	80%
「自国の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	55%
「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	70%
「こどもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合	90%

⇒ 現行の「子育て環境満足度」に加え、こども・若者の主観的評価に基づく成果指標を新たに設定することを検討。